

不確定原稿

令和7年武蔵野市議会会議録第9号 (第1回臨時会)

5月23日(金曜日)

○出席議員(25名)

1 番	道 場 ひでのり君	2 番	きくち 由美子 君
3 番	大 野 あつ子 君	4 番	深 田 貴美子 君
5 番	東 山 あきお 君	6 番	宮 代 一 利 君
7 番	本 多 夏 帆 君	9 番	小 林 まさよし君
10 番	浜 田 けい子 君	11 番	落 合 勝 利 君
12 番	菅 源太郎 君	13 番	さこう も み 君
14 番	藪 原 太 郎 君	15 番	蔵 野 恵美子 君
16 番	木 崎 剛 君	17 番	山 崎 たかし 君
18 番	与 座 武 君	19 番	橋 本 しげき 君
20 番	三 島 杉 子 君	21 番	本 間 まさよ 君
22 番	山 本 ひとみ 君	23 番	下 田 ひろき 君
24 番	西園寺 みきこ 君	25 番	川 名 ゆうじ 君
26 番	深 沢 達 也 君		

○欠席議員

な し

○出席説明員

市 長	小美濃 安 弘 君	副 市 長	伊 藤 英 穂 君
副 市 長	荻 野 芳 明 君	教 育 長	吉 原 健 君
監 査 委 員	小 島 麻 里 君	総合政策部長	吉 清 雅 英 君
行政経営担当部長	齋 藤 淳 一 君	総 務 部 長	一ノ関 秀 人 君
財 務 部 長	樋 爪 泰 平 君	税務担当部長	山 中 栄 君
市 民 部 長 兼交流事業担当部長	田 川 良 太 君	市民活動担当部長	毛 利 悦 子 君
防災安全部長	稲 葉 秀 満 君	環 境 部 長	関 口 道 美 君
保健医療担当部長	田 中 博 徳 君	子ども家庭部長 兼健康福祉部母子保健担当部長	勝 又 隆 二 君
都市整備部長	大 塚 省 人 君	まちづくり調整担当部長	高 橋 弘 樹 君
水 道 部 長	福 田 浩 君	教 育 部 長	真 柳 雄 飛 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	菅 原 誠 治 君	事 務 局 次 長	村 瀬 健 大 君
---------	-----------	-----------	-----------

不確定原稿

○議事日程第2号

令和7年5月23日（金曜日） 議会広報委員会終了後 開議

第1 議案第49号 武蔵野市監査委員の選任の同意について

第2 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（武蔵野市市税条例の一部を改正する条例）

第3 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

○午前11時00分 開議

○議長（木崎 剛君） これより本日の会議を開きます。

直ちに議事に入ります。

本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

日程第1 議案第49号 武蔵野市監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

（3 番 大野あつ子君 除斥）

○議長（木崎 剛君） 提出者の説明を求めます。

○市長（小美濃安弘君） ただいま議題となりました議案第49号 武蔵野市監査委員の選任の同意について御説明申し上げます。

武蔵野市監査委員は、代表監査委員と議会選出監査委員の2名によって構成されており、議会選出の監査委員につきましては、議会の御推せんを経て市長が選任しております。

今まで、深沢達也議員に令和5年5月24日より2年間御就任をいただいておりますが、このたび、5月22日付けで深沢議員から、一身上の都合により監査委員を辞職したい旨の届出がございました。深沢議員におかれましては、市政の全般にわたり監査をしていただき、誠にありがとうございました。深く感謝の意を表したいと存じます。

さて、辞職願を受理したため、監査委員が欠員となっております。この後任に、議会から御推せんをいただきました大野あつ子議員を新しい監査委員として選任したいと存じておりますので、地方自治法第196条第1項の規定により市議会に同意をお願いするものでございます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（木崎 剛君） お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第49号 武蔵野市監査委員の選任の同意について、本案に同意することに賛成の方は起立願いま

不確定原稿

す。

(賛成者起立)

○議長(木崎 剛君) 起立全員であります。よって、本案は同意することに決しました。

(3 番 大野あつ子君 入場)

○議長(木崎 剛君) 次に、日程第2 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(武蔵野市市税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○税務担当部長(山中 栄君) それでは、ただいま議題となりました議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(武蔵野市市税条例の一部を改正する条例)につきまして御説明いたします。

このたびの改正は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第119号)が本年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行う必要が生じましたが、このうち、4月1日施行となる項目につきましては、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分により改正をさせていただいたものでございます。

それでは、主な改正項目の具体的内容を新旧対照表で御説明いたしますので、議案書の3ページをお願いいたします。

第65条第1号の改正は、本年11月から排ガス規制が強化されることに伴い、現行の50cc以下の原付バイクでは新たな規制を満たすことができないため、排気量が125cc以下で、最高出力を4キロワット以下に制御したバイクの区分を新たに創設するものでございます。新基準原付の軽自動車税種別割の税率は年額2,000円で、これまでの50cc以下の原付バイクと同額でございます。

4ページの第70条第2項第5号の改正につきましては、種別割の税率区分の見直しに伴い、減免申請書の記載事項に係る規定を整備するものでございます。

5ページの附則第6条の2の改正は、固定資産税の課税標準の特例について、法律の改正に伴う項のずれに対応するものでございます。

附則第6条の3の改正は、長寿命化に資する大規模な修繕が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合は、減額措置を適用できる規定を新設するものでございます。

6ページの附則第6条の4、少し飛びまして、9ページの附則第6条の5は、それぞれ平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限が終了したため、法令の改正に伴い削除するものでございます。

少し飛びまして、13ページの附則第6条の6の改正は、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例措置について、前2条の廃止に伴う条や項のずれに対応するほか、適用期限を2年間延長するものでございます。

少し飛びまして、16ページの附則第9条の4、さらに飛びまして、20ページの附則第17条の3の3の改正は、令和6年度から令和8年度分の住宅用地等に係る固定資産税、都市計画税の減額規定において、

不確定原稿

参照とする法律の名称が変更されたことに伴う改正でございます。

少し飛びまして、24ページの附則第18条の3の改正は、都市計画税に係る読替規定について、法改正に伴う項ずれを反映するものでございます。

最後に、改正付則でございます。

改正付則第1条は、この条例の施行期日を令和7年4月1日とすることを定めるものでございます。

改正付則第2条は固定資産税、同第3条は軽自動車税、同第4条は都市計画税に関する経過措置をそれぞれ定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（木崎 剛君） お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） ありませんね。これにて質疑を終局したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） 異議ないものと認め、質疑を終局いたします。

お諮りいたします。討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（武蔵野市市税条例の一部を改正する条例）、本案を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木崎 剛君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（木崎 剛君） 次に、日程第3 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健医療担当部長（田中博徳君） ただいま議題となりました議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例）について御説明いたします。

このたびの改正は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の施行による地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分により改正をさせていただいたものでございます。

不確定原稿

新旧対照表により御説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の29ページをお願いいたします。

第16条は、保険税の減額について定めております。

第1項第2号は、均等割額に係る5割軽減について定めておりますが、30ページにございますように、軽減判定所得の算定基準において、被保険者1人あたりに加算する額を29万5,000円から30万5,000円に改めるものでございます。

同項3号は、同じく2割軽減について定めており、軽減判定所得の算定の基準において、被保険者1人あたりに加算する額を54万5,000円から56万円に改めるものでございます。

ちなみに、軽減の対象となる世帯につきましては、5割軽減世帯の場合、令和6年度における試算でございますけれども、新たに55世帯が適用対象の世帯となります。具体的なモデルで申しますと、仮に3人世帯で給与収入が1人の場合、改正前は、給与収入で約199万5,000円以下の世帯が対象だったものが、約203万5,000円以下の世帯に拡大することになります。同様に、2割軽減世帯の場合、新たに34世帯が対象となります。こちらも具体的なモデルで御説明いたしますと、仮に3人世帯で給与収入が1人の場合、世帯の給与収入が、改正前は306万7,000円以下だったものが、約313万1,000円以下に拡大することになります。また、全体として、この均等割額の軽減額の合計は、見込みで約221万円の増額となり、保険税軽減分として軽減総額に相当する額の繰入金の4分の3が、今後、保険基盤安定負担金として都から交付されることになり、残りの4分の1の約55万円が市の負担となります。

続いて付則でございます。

付則第1項は、施行期日について定めるもので、この条例は令和7年4月1日からの施行となります。

付則第2項は、適用区分を定めるもので、改正後の規定は令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用されます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木崎 剛君） お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） 異議ないものと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） よろしいですね。これにて質疑を終局したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） 異議ないものと認め、質疑を終局いたします。

お諮りいたします。討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条

不確定原稿

例）、本案を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木崎 剛君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決しました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。会期は、なお、あと3日残しておりますが、今期臨時会は本日をもって閉会としたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） 異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

会議を閉じます。

これをもって令和7年第1回武蔵野市議会臨時会を閉会いたします。

○午前11時13分 閉 会